

株主総会参考書類

第1号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）は任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	なかむら しょうじ 中村 捷二 (昭和17年1月26日生)	平成6年3月 中部瓦斯(株)代表取締役社長 平成9年6月 (株)中部取締役（現任） 平成12年8月 ガステックサービス(株)取締役（現任） 平成14年5月 当社取締役会長 平成15年2月 当社代表取締役会長（現任） 平成18年1月 サーラ住宅(株)代表取締役会長 平成24年3月 中部瓦斯(株)代表取締役会長（現任） 平成29年2月 サーラ住宅(株)取締役相談役（現任） (重要な兼職の状況) (株)河合楽器製作所社外取締役 (取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、平成15年2月より当社の代表取締役会長として経営を担っております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	350,286株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	かみの ごろう 神野 吾郎 (昭和35年8月29日生)	平成12年8月 ガステックサービス(株)代表取締役社長（現任） 平成13年2月 新協オートサービス(株)（現サーラカーズジャパン(株)）取締役 平成14年5月 当社代表取締役社長（現任） 平成14年6月 (株)中部取締役（現任） 平成16年1月 サーラ住宅(株)社外取締役 平成18年3月 中部瓦斯(株)代表取締役 平成19年2月 サーラカーズジャパン(株)代表取締役会長（現任） 平成24年3月 中部瓦斯(株)代表取締役社長（現任） 平成28年7月 サーラ住宅(株)取締役（現任） (重要な兼職の状況) トーセイ(株)社外取締役 武蔵精密工業(株)社外取締役 (取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、平成14年5月の当社設立時より代表取締役社長として経営を担っております。豊富な経験を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	1,262,715株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	まつ い かずひこ 松井 和彦 (昭和30年 3 月28日生)	平成16年 4 月 中部瓦斯(株)常務取締役 平成21年12月 当社理事 総合企画部・総務部・人事戦略部担当兼総合企画部部長 平成22年 2 月 当社常務取締役 総合企画部・総務部・人事戦略部担当兼総合企画部部長 平成22年 3 月 中部瓦斯(株)取締役（現任） 平成23年12月 当社常務取締役 総合企画部・総務部・人事戦略部担当 平成24年 2 月 当社代表取締役専務 社長補佐・総合企画部・総務部・人事戦略部担当 平成24年12月 当社代表取締役専務 社長補佐（現任）	31,581株
		(取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、平成24年 2 月より当社の代表取締役専務を務めております。主に企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	いしはら ひろし 石原 裕 (昭和25年 6 月 7日生)	平成 9 年 6 月 (株)中部常務取締役 設備事業部長 平成17年 2 月 同社代表取締役専務 平成20年 2 月 同社代表取締役社長（現任） 平成21年 2 月 当社執行役員 エンジニアリング&メンテナンス担当 平成29年 2 月 当社取締役 執行役員 エンジニアリング&メンテナンスセグメントリーダー（現任）	31,340株
		(取締役候補者とした理由) グループ会社において建築、設備及び土木関連の事業の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識や経営手腕が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	とりい ひろし 鳥居 裕 (昭和29年10月25日生)	平成15年 3 月 中部瓦斯(株)取締役 豊橋支店長 平成18年 3 月 同社常務取締役 営業本部長 平成24年 3 月 同社代表取締役専務 社長補佐・営業本部長 平成27年 1 月 同社代表取締役専務 社長補佐兼営業統括（現任） 平成28年 7 月 当社執行役員 ガス&パワー担当 平成28年12月 当社執行役員 エネルギー&ソリューションズセグメントリーダー 平成29年 2 月 当社取締役 執行役員 エネルギー&ソリューションズセグメントリーダー（現任）	25,140株
		(取締役候補者とした理由) グループ会社において都市ガス事業等の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識や経営手腕が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任	やまぐち のぶひと 山口 信仁 (昭和33年12月8日生)	<p>平成20年3月 中部瓦斯(株)取締役 豊橋支店長 平成24年3月 同社常務取締役 管理本部長兼秘書室・企画室・地域関連事業室担当</p> <p>平成25年12月 サーラ住宅(株)顧問 平成26年1月 同社専務取締役 社長補佐 平成27年1月 同社代表取締役社長 (現任) 平成28年7月 当社執行役員 ハウジング担当 平成29年2月 当社取締役 執行役員 ハウジングセグメントリーダー (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) グループ会社において都市ガス及び住宅販売事業等の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った高い見識や経営手腕が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	27,380株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任	いちりゅう よしお 一柳 良雄 (昭和21年1月3日生)	<p>平成12年7月 (株)一柳アソシエイツ代表取締役 (現任) 平成15年2月 当社社外監査役 平成18年2月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)一柳アソシエイツ代表取締役 (株)島精機製作所社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 経営全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	38,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8 再任	いしぐろ かずよし 石黒 和義 (昭和19年8月15日生)	<p>平成18年4月 JBCCホールディングス(株)代表取締役社長 平成19年2月 当社社外取締役 (現任) 平成22年4月 JBCCホールディングス(株)代表取締役会長 平成24年6月 同社最高顧問 平成28年6月 同社特別顧問 平成29年9月 (株)イグアス エグゼクティブ アドバイザー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)イグアス エグゼクティブ アドバイザー</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 企業経営者としての豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	49,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 一柳良雄及び石黒和義の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は一柳良雄及び石黒和義の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- 一柳良雄及び石黒和義の両氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって一柳良雄氏は12年、石黒和義氏は11年になります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
- 当社は、一柳良雄氏及び石黒和義氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。

第2号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年12月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役8名及び現在、在任中の監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の内規に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
なかむら しょうじ 中村 捷二	平成14年 5月 当社取締役会長 平成15年 2月 当社代表取締役会長 現在に至る
かみの ごろう 神野 吾郎	平成14年 5月 当社代表取締役社長 現在に至る
まつい かずひこ 松井 和彦	平成22年 2月 当社常務取締役 平成24年 2月 当社代表取締役専務 現在に至る
いしはら ひろし 石原 裕	平成29年 2月 当社取締役 現在に至る
とりい ひろし 鳥居 裕	平成29年 2月 当社取締役 現在に至る
やまぐち のぶひと 山口 信仁	平成29年 2月 当社取締役 現在に至る
いちりゅう よしお 一柳 良雄	平成18年 2月 当社社外取締役 現在に至る
いしぐろ かずよし 石黒 和義	平成19年 2月 当社社外取締役 現在に至る
はらだ やすひさ 原田 保久	平成23年 2月 当社監査役（常勤） 現在に至る
すぎい たかし 杉井 孝	平成18年 2月 当社社外監査役 現在に至る
むらまつ なおみ 村松 奈緒美	平成23年 2月 当社社外監査役 現在に至る

第3号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

具体的には、平成15年2月27日開催の第1回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（月額15百万円以内。社外取締役分を含み、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、平成30年11月末に終了する事業年度から平成39年11月末に終了する事業年度までの10年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	当初信託期間	約10年間
③	②の当初信託期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	金500百万円
④	当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じてまたは自己株式処分を引き受ける方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1年当たり75,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（２）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約10年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、10年を限度に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、その延長年数に金500百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（３）①のポイント付与及び後記（３）③の当社株式の交付を継続します。

また、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① ポイントの付与方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1年あたり75,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントにつき交付する当社株式の数は1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成30年2月21日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地
ホテルアークリッシュ豊橋 5階 ザ・グレイス
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年2月20日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年2月20日(火曜日) 午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成30年2月20日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. システムに係る条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Ver.7 以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - イ. PDFファイルブラウザとして、Ver.9 以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

■其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)